令和6年4月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和6年4月26日(金) 午後3時00分 開 会 午後3時35分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

教育長 石 斯 善 昭 本 華 昭 本 梅 雄 雄 雄 女 員 伊 藤 香 員 安 員 安 請

4 出席職員

小関 宏昌 社会教育課長 小川 正俊 学校教育課長 稲垣 雅美 教育総務室長 学校教育室長 納家毅 指導室長(兼小児言語指導センター所長) 榎本 恵子 学校給食センター所長 川村 文孝 生涯学習室長(兼青少年文化会館長)藤井 寿代 青少年指導センター所長 栗原 耕次 市民センター所長 宮澤 英雄 公正図書館長 大出 美穂 スポーツ振興室長(兼体育館長) 黒田 浩章 文化財・ジオパーク室長 赤塚 弘美 銚子高等学校事務長 宮内 伸光

5 議題等

議案第11号 銚子市文化財審議会委員の委嘱について

議案第12号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定)

議案第13号 代決処分の承認を求めることについて (職員の任免)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和6年4月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。 では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

3月22日に開催いたしました令和6年3月教育委員会定例会の議事録を事前にお 配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

続きまして、「放棄した債権について」、所管課長から報告をお願いします。

【学校教育課長】

それでは、「放棄した債権の報告について」でございます。

銚子市債権管理条例第14条第1項第1号の規定により、学校給食費に係る債権を 放棄しましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

別紙「債権放棄調書」をご覧ください。最初に、放棄した債権の名称は「学校給食費負担金」です。次に、「債権放棄年月日」は令和6年3月31日で、時候は2年となっております。次に、債権放棄の事由としましては、銚子市債権管理条例第14条第1項第1号に該当する生活困窮であり、人数は24人。件数は28件。債権の額、95万2,094円となっています。

債権発生年度の詳細につきましては表のとおりでございます。今回の案件は、生活 困窮により、要保護や準要保護世帯に認定された世帯が認定前に滞納した学校給食費 について、資力の回復が困難で履行の見込みがない場合の債権を放棄したものです。 以上で報告を終わります。

【教育長】

以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等はございませんか。 よろしいですか。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、藤本委員、柗﨑委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第11号を議題といたします。 議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第11号の提案理由をご説明いたします。銚子市文化財審議会の委員は、銚子市附属機関の設置等に関する条例第4条第1項の規定により、現在、学識経験者8名

を委嘱しておりますが、令和6年4月30日をもって任期が満了となります。つきましては、次の任期の委員として現職の8名を再任することとし、新たに1名を委嘱したいと考えております。

再任しようとする委員は、建築学が専門の岩瀬繁氏、地質学が専門の岡崎浩子氏、生物学が専門の小髙利彦氏、中世史が専門の木村修氏、近世史が専門の米谷博氏、考古学が専門の斎木勝氏、灯台学が専門の仲田博史氏、博物館学が専門の野尻かおる氏の8名です。新たに委嘱しようとする委員は、民俗が専門の秋山笑子氏です。秋山氏は、令和5年度まで千葉県立中央博物館大利根分館に勤務し、本市が所有しております船大工の道具や高瀬船関係の資料に関する調査と展示を行うなど、銚子市の民俗資料について広い見識を持っており、文化財行政にも精通しておられます。この委員の委嘱期間は、令和6年5月1日から令和8年4月30日まで、任期は2年間です。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【藤本委員】

委員は何名までか決まっていますか。

【文化財・ジオパーク室長】

文化財審議会委員の人数については、10名以内になっております。

【教育長】

よろしいですか。

【藤本委員】

はい。ありがとうございます。

【教育長】

ほかによろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第12号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第12号「代決処分の承認を求めることについて」、提案理由をご説明いたします。議案第12号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」であります。

本件は市長部局の所管する「銚子市事務決裁規程」が一部改正され、同様の内容を 規定している「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」を改正したも のですが、改正内容を精査し、令和6年4月1日から施行するにあたり、教育委員会 を開く暇がなかったことから代決処分をしたものです。

それでは、改正の内容について説明いたします。課長の代決は室長が行うと規定されていますが、室長の代決者は室長が指名する上席の職員と規定されていました。この上席職員の規定を削り、代決できる職員の職責を管理職に留めようとするものです。

また、代決できる職員が不在又は置かれていないときには、専決権限にかかわらず その事務に係る決裁者の上司に決裁を求めることができる規定を新設しました。

以上で議案第12号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

11条ですけど、たとえば課長がいない時の上司、小関先生が決裁しないといけないけど小関先生がいない時、上司は誰になるんでしょう。教育長ですか。

【教育総務室長】

上司の決裁ということになりますので、室長が不在の場合、上司は課長。課長が不 在の時は、教育委員会の場合、教育長ということになります。

【伊藤委員】

たとえば教育長が不在の時はどうなりますか。

【教育長】

教育委員会は私が最終管理者ですから、私がいない時は来るまで待ってもらう形になると思います。

【伊藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしましたが、追加提案がありますので、 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第4として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案 の許否を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第13号を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第13号は人事案件となりますので、非公開とし、会議録への記載はしないことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

【教育長】

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《職 員 退 室》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第 18 条第 3 項の規定により 記録なし)

《職員再入室》

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第13号は、原案 のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時35分

以上をもちまして、令和6年4月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年5月24日

署名委員 藤 本 一 雄

署名委員 柗 﨑 継 雄